

○世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び
指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則

平成25年3月5日規則第8号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 介護予防認知症対応型通所介護（第3条—第11条）

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護（第12条—第16条）

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護（第17条—第20条）

第5章 指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等（第21条・第22条）

第6章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、世田谷区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第1項に規定する事業所（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業所」という。）の指定等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

（看護職員又は介護職員が従事することができる職務）

第3条 条例第6条第3項の規則で定める職務は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位（同条第4項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位をいう。）の看護職員又は介護職員とする。

（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者が従事することができる職務）

第4条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める職務は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（条例第6条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）の他の職務又は他の事業所、施設等の職務とする。

（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において宿泊サービスを提供する場合

の届出)

第4条の2 条例第8条第4項の規定による届出は、世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の施行及び指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則（平成25年3月世田谷区規則第7号。以下「本体規則」という。）第1号様式により行うものとする。

（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者）

第5条 条例第11条第1項ただし書の規則で定めるときは、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（条例第9条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の常勤の管理者が、その職務に加えて、次の各号のいずれかの職務に従事しようとするときとする。

- （1） 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務
- （2） 他の事業所、施設等の職務

2 前項に規定するもののほか、同項第1号に掲げる職務と併せて本体事業所等（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（条例第9条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う居間若しくは食堂を有する指定認知症対応型共同生活介護事業所（世田谷区指定地域密着型サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成25年3月世田谷区条例第17号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第111条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（条例第72条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う食堂若しくは共同生活室を有する指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）をいう。）の職務に従事しようとする場合についても、前項と同様とする。

（電磁的方法）

第6条 条例第12条第2項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- （1） 条例第12条第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（条例第12条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用

に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第12条第1項に規定する重要事項（以下「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（同条第2項に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は同条第5項に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 条例第12条第4項に規定する規則で定める電磁的方法の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 前項各号に掲げる方法のうち指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

(介護予防サービス計画)

第7条 条例第20条の規則で定める計画は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第85条の2第1号ハに規定する計画とする。

(サービスの提供の記録事項)

第8条 条例第22条第1項の規則で定める事項は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護（条例第5条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日及び内容、当該指定介護予防認知症対応型通所介護について法第54条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護予防サービス費の額その他必要な事項とする。

(利用者に関する区市町村への通知)

第9条 条例第25条の規則で定める場合は、正当な理由なしに指定介護予防認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められる場合又は要介護状態になったと認められる場合とする。

(衛生管理等)

第9条の2 条例第32条第2項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（条例第14条に規定する指定介護予防認知

症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(条例第38条の2第1号に規定するテレビ電話装置等を活用して、これを行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者(条例第12条第1項に規定する介護予防認知症対応型通所介護従業者をいう。以下同じ。)に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(苦情処理)

第10条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、条例第37条第3項の改善の内容を区市町村に報告しなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(運営推進会議の開催回数)

第10条の2 条例第40条第1項の規則で定める回数は、おおむね6月に1回とする。

(記録の保存期間)

第11条 条例第41条第2項の規則で定める期間は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の完了の日から2年間とする。

2 条例第41条第3項の規則で定める期間は、条例第8条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供の完了の日から2年間とする。

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

(介護支援専門員が従事することができる職務)

第12条 条例第45条第10項ただし書の規則で定める職務は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(同条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同

じ。)の他の職務又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する同条第6項の表1の項中欄に掲げる施設等の職務とする。

(管理者が従事することができる職務又は事業)

第13条 条例第46条第1項ただし書の規則で定める職務又は事業は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等の職務とする。

(身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催回数)

第14条 条例第54条第3項第1号の規則で定める回数は、3月に1回とする。

(記録の保存期間)

第15条 条例第65条第2項の規則で定める期間は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護(条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供の完結の日から2年間とする。

(準用)

第16条 第6条及び第8条から第10条の2までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「条例第12条第2項」とあるのは「条例第66条において準用する条例第12条第2項」と、「条例第12条第1項に規定する重要事項」とあるのは「条例第66条において準用する条例第12条第1項に規定する重要事項」と、「同条第2項」とあるのは「条例第66条において準用する条例第12条第2項」と、「同条第5項」とあるのは「条例第66条において準用する条例第12条第5項」と、第8条中「条例第22条第1項」とあるのは「条例第66条において準用する条例第22条第1項」と、第9条中「条例第25条」とあるのは「条例第66条において準用する条例第25条」と、第9条の2各号列記以外の部分中「条例第32条第2項」とあるのは「条例第66条において準用する条例第32条第2項」と、第9条の2第1号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者(条例第12条第1項に規定する介護予防認知症対応型通所介護従業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者(条例第45条第1項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護従業者をいう。以下同じ。)その他の従業者」と、第9条の2第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者その他の従業者」と、第10条第1項中「条例第37条第3項」とあるのは「条例第66条において準用する条例第37条第3項」と、第10条の2中「条例第40条第1項」とあるのは「条例第66条において準用する条例第40条第1項」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(管理者が従事することができる職務)

第17条 条例第73条第1項ただし書の規則で定める職務は、当該共同生活住居（条例第71条に規定する共同生活住居をいう。）の他の職務又は他の事業所、施設等の職務とする。

(管理者が同時に管理することができない事業所等)

第18条 条例第80条の規則で定める事業所等は、介護保険施設、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス若しくは法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（条例第72条第9項に規定するサテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、同項に規定する本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護（条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設とする。

(協力医療機関との対応確認及び届出の回数)

第18条の2 条例第84条第3項の規則で定める回数は、1年に1回とする。

(記録の保存期間)

第19条 条例第86条第2項の規則で定める期間は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護（条例第71条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の提供の完結の日から2年間とする。

(準用)

第20条 第6条、第9条から第10条の2まで及び第14条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「条例第12条第2項」とあるのは「条例第87条において準用する条例第12条第2項」と、「条例第12条第1項に規定する重要事項」とあるのは「条例第87条において準用する条例第12条第1項に規定する重要事項」と、「同条第2項」とあるのは「条例第87条において準用する条例第12条第2項」と、「同条第5項」とあるのは「条例第87条において準用する条例第12条第5項」と、第9条中「条例第25条」とあるのは「条例第87条において準用する条例第25条」と、第9条の2各号列記以外の部分中「条例第32条第2項」とあるのは「条例第66条において準用する条例第32条第2項」と、第9条の2第1号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者（条例第12条第1項に規定する介護予防認知症対応型通所介護従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「介護従業者（条例第72条第1項に規定する介護従業者をいう。以下同じ。）その他の従業者」と、第9条の2第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者その他の従業者」と、第10条第1項中「条例

第37条第3項」とあるのは「条例第87条において準用する条例第37条第3項」と、第10条の2中「条例第40条第1項」とあるのは「条例第87条において準用する条例第40条第1項」と、「6月」とあるのは「2月」と、第14条中「条例第54条第3項第1号」とあるのは「条例第79条第3項第1号」と読み替えるものとする。

第5章 指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等

(指定の申請等)

第21条 法施行規則第140条の24第1項第11号のその他指定に関し必要と認める事項は管理者及び従業者の資格、事業所又は施設の建築物に係る登記事項、賃貸借契約の内容等及び本体規則第2号様式並びに地域密着型介護サービス費の請求に関する事項とし、法施行規則第140条の25第1項第15号及び第140条の26第1項第15号のその他指定に関し必要と認める事項は管理者及び従業者の資格、開設者研修の修了、組織図(開設者研修の修了者が事業者の代表者以外の場合に限る。)、事業所又は施設の建築物に係る登記事項、賃貸借契約の内容等及び建築物等に係る関係法令確認書並びに地域密着型介護サービス費の請求に関する事項とする。

2 区長は、法第115条の12第1項の規定による申請があった場合において、同項の規定により指定をしたとき又は同条第2項若しくは第4項の規定により指定をしないときは、当該申請をした者に対して、本体規則第3号様式により通知するものとする。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービス事業所の見やすい場所に前項の規定による通知を掲示しなければならない。

(指定の更新の申請等)

第22条 区長は、法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による指定の更新の申請があった場合において、法第115条の21及び介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第35条の13の規定により読み替えて準用される法第70条の2第4項の規定により準用される法第115条の12第1項の規定により指定の更新をしたとき又は法第115条の21及び令第35条の13の規定により読み替えて準用される法第70条の2第4項の規定により準用される法第115条の12第2項若しくは第4項の規定により指定の更新をしないときは、当該申請をした者に対して、本体規則第4号様式により通知するものとする。

2 前条第3項の規定は、指定の更新について準用する。

第6章 雑則

(委任)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月9日規則第14号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月8日規則第37号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月6日規則第22号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月9日規則第34号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月5日規則第8号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。